

京都府立学校授業料等徴収条例第3条第1
項の規定による納付期限の特例等に関する規
則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

京都府教育委員会

教育長 橋本 幸三

京都府教育委員会規則第3号

京都府立学校授業料等徴収条例第3条
第1項の規定による納付期限の特例等
に関する規則の一部を改正する規則

京都府立学校授業料等徴収条例第3条第1
項の規定による納付期限の特例等に関する規
則（平成26年京都府教育委員会規則第2号）
の一部を次のように改正する。

題名中「第3条第1項」を「第3条第2項
」に改める。

第1条中「第3条第1項」を「第3条第2
項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に
改める。

第2条中「第3条第1項」を「第3条第2

項」に改める。

第3条中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

京都府立学校授業料等徴収条例第3条第1項の規定による納付期限の特例等に関する規則（平成26年京都市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行	改正後	備 考
<p>京都府立学校授業料等徴収条例第3条第1項の規定による納付期限の特例等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、京都府立学校授業料等徴収条例(昭和23年京都府条例第12号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定による授業料の納付期限の特例及び徴収の猶予(以下「納付期限の特例等」という。)並びに同条第2項の規定による授業料の免除に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(納付期限の特例等を定めることができる場合)</p> <p>第2条 条例第3条第1項に規定する教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 高等学校の生徒が高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第4条の規定による認定の申請を行い、又は行おうとする場合であつて、当該申請に対する処分が、条例第2条に規定する授業開始日(納付期限後に入学した者にあつては、入学の日)までに行われず、又は行われなかったことが見込まれる場合</p> <p>(2) その他条例第2条に規定する納付期限までに授業料を納付させることが適当でないと教育委員会が認める場合</p> <p>(免除に関する事項)</p> <p>第3条 条例第3条第2項に規定する教育委員会規則で定める期間から、就学支援金の支給に係る高等学校に在学していなかった期間を除いた期間とする。</p> <p>2 条例第3条第2項に規定する教育委員会規則で定める額は、同項に規定する残額から、法第9条の規定により一時差止めをされた期間に係る月分の就学支援金に相当する額を控除した額とする。</p>	<p>京都府立学校授業料等徴収条例第3条第2項の規定による納付期限の特例等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、京都府立学校授業料等徴収条例(昭和23年京都府条例第12号。以下「条例」という。)第3条第2項の規定による授業料の納付期限の特例及び徴収の猶予(以下「納付期限の特例等」という。)並びに同条第3項の規定による授業料の免除に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(納付期限の特例等を定めることができる場合)</p> <p>第2条 条例第3条第2項に規定する教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 高等学校の生徒が高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第4条の規定による認定の申請を行い、又は行おうとする場合であつて、当該申請に対する処分が、条例第2条に規定する授業開始日(納付期限後に入学した者にあつては、入学の日)までに行われず、又は行われなかったことが見込まれる場合</p> <p>(2) その他条例第2条に規定する納付期限までに授業料を納付させることが適当でないと教育委員会が認める場合</p> <p>(免除に関する事項)</p> <p>第3条 条例第3条第3項に規定する教育委員会規則で定める期間から、就学支援金の支給に係る高等学校に在学していなかった期間を除いた期間とする。</p> <p>2 条例第3条第3項に規定する教育委員会規則で定める額は、同項に規定する残額から、法第9条の規定により一時差止めをされた期間に係る月分の就学支援金に相当する額を控除した額とする。</p>	<p>京都府立学校授業料等徴収条例の改正(第3条第1項の追加)に伴う引用条例の項ズレ</p>

臨時代理議決
令和2年3月19日

第22号議案

京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）の改定について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年4月15日

教育長 橋本 幸三

京都府子どもの読書活動推進計画(第四次推進計画)について

令和2年4月15日
学校教育課
社会教育課

1 改定の経過

本府では、平成16年に「京都府子どもの読書活動推進計画」を策定、令和元年度末に現在の計画期間（「第三次推進計画」）が終了することから、これまでの成果と課題を踏まえ、今後5年間で必要な施策を盛り込んだ「第四次推進計画」の策定を進める。

<推進計画策定の経過>

- 平成16年1月 「京都府子どもの読書活動推進計画」策定
- 平成22年1月 「第二次推進計画」策定
- 平成27年1月 「第三次推進計画」策定

※計画策定の根拠

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項において、都道府県は策定に向け努めることとされている。

2 改定のポイント（※生涯にわたって読書に親しむ態度を養うための読書活動の推進）

(1) 家庭における読書活動の推進

- 読み聞かせ・子どもと一緒に本を読む「家読（うちどく）」の推進
- 推薦図書の紹介、読み聞かせ、ブックトーク、ブックスタート等の充実

(2) 学校等における読書活動の推進

- 「読書通帳」「本の福袋」等の取組を推進し、来館児童生徒数の増加を図る
- リーディングスキルテストを活用した研究指定校で、読解力向上のための授業モデルを構築・普及
- 学校図書館の視察を行い、計画的な図書の更新や図書館の工夫したレイアウトなど先進的な実践例をホームページ等により情報発信
- 府ホームページで学校図書館運営チェックリストや各種資料の情報発信を充実させ、学校を支援
- 学校司書配置の推進を市町村へ働きかけるとともに学校司書の資質向上のための研修会を企画

(3) 地域社会における読書活動の推進

- 「京都府図書館総合目録ネットワーク」（K-Libnet）を活用した取組の推進
 - ・学校ニーズを踏まえた学校支援セット貸出の選書と利用促進
 - ・参加大学との連携による身近な図書館での専門書の閲覧
- 子ども居場所づくり・子ども食堂事業等を行う団体及び府認定のフリースクール等への図書の貸出

(4) 効果的な読書活動の推進

- 「子ども読書の日」のお勧め本の展示やお話し会の取組、優秀実践校の取組例の普及
- 府子どもの読書活動推進会議での情報交流と様々な学校・図書館・ボランティア団体等との更なる連携強化

京都府子どもの読書活動推進計画 (第四次推進計画)

～読書ではぐくむ豊かな子どもの未来～

令和2年3月

京都府教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 第四次推進計画策定の趣旨	3
第2章 第三次推進計画期間における成果と課題	
1 第三次推進計画期間における施策	4
2 第三次推進計画期間中の努力目標の達成状況及び成果と課題	5
(1) 家庭における読書活動の推進	5
(2) 学校等における読書活動の推進	7
(3) 地域社会における読書活動の推進	10
(4) 効果的な読書活動の推進	11
第3章 第四次推進計画の基本的な考え方と子どもの読書の状況	
1 推進計画の基本的な考え方	12
2 子どもの読書の状況	12
3 京都府の役割	
(1) 家庭における読書活動の推進	13
(2) 学校等における読書活動の推進	13
(3) 地域社会における読書活動の推進	13
(4) 効果的な読書活動の推進	13
4 第四次推進計画の期間	13
第4章 努力目標と具体的な推進方策	
1 家庭における読書活動の推進	
(1) 家庭の役割	14
(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援	14
ア 読書活動への理解の促進	14
イ 学校・地域の連携	15

2	学校等における読書活動の推進	
(1)	学校等の役割と取組	16
ア	読書活動の推進における学校等の役割	16
イ	幼稚園、保育所、認定こども園における取組	17
ウ	小・中・高等学校における取組	17
エ	特別支援学校における取組	18
オ	教職員の推進体制	19
(2)	学校図書館の役割と取組	19
ア	学校図書館の役割と取組	19
イ	学校図書館の図書資料の充実	20
ウ	学校図書館の情報化	20
エ	学校図書館の開館	21
オ	余裕教室等の活用	21
3	地域社会における読書活動の推進	
(1)	図書館等の役割と取組	22
ア	市町村立図書館等の役割と取組	22
イ	府立図書館の役割と取組	22
(2)	民間団体等の役割	23
ア	民間団体等の活動	23
イ	民間団体等との連携	23
4	効果的な読書活動の推進	
(1)	関係機関等の連携・協力	24
(2)	啓発・広報の推進	24
ア	情報提供・啓発	24
イ	「子ども読書の日」を中心とした取組の推進	25
ウ	「古典の日」を中心とした取組の推進	25
(3)	推進体制の整備	25
	※用語の解説	26
	※学校図書館に関する法律【抜粋】	
	「子どもの読書活動の推進に関する法律」	29
	「学校図書館法」	31
	「図書館法」	32
	※学校図書館の基本的機能の充実	33
	※学校図書館運営チェックリスト	37
	※〔学校図書館図書標準〕「算定早見表」	39
	※小・中学校「読書活動推進計画」〈参考例〉	40

はじめに

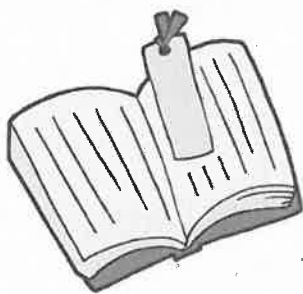
子どもは空想の天才です。大人の膝の上で物語を聞きながら、大人の予測もしない言葉が飛び出たり、自分で先回りして物語を展開したりすることがあります。その膝の温かさ、心地よさが自由奔放な空想の翼を広げていくこととなります。

乳幼児期の絵本や物語との出会いが、後年、その人の最も遠い記憶のひとこまとなって生涯を貫くよりどころとして息づいていくこともあります。



小学校期に入ると、絵本から物語へ、そして多様なジャンルの読み物へと興味や関心に応じて読書の幅と質の変化が見られるようになります。勉強や遊びに忙しいですが、友達と本を広げながら物語の展開を語り合ったりしている光景を見かけるのもこの時期です。

探偵小説に夢中になる子ども、外国の物語に魅せられる子ども、科学や宇宙など自分の気に入った分野に興味を示す子どもなど、一人一人の多様な読書の姿が現れてきます。その子どもの個性を形づくり、その子どもの人格を形成していくプロセスとして大切にしたいところです。

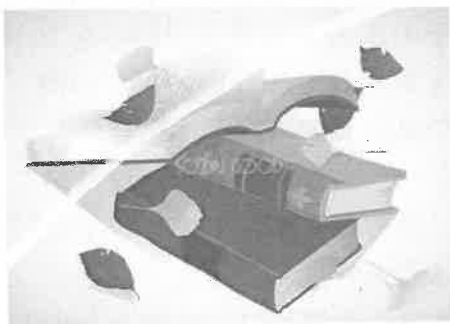


中学校期に入ると、物語の登場人物に向き合う心模様も微妙に変化してきます。その心情に寄り添ったり向かい合ったりしながら、思索を深めるようになります。人生の複雑さに触れ、知らず知らずのうちに感情の深浅をつくり、人や社会、自然等を見つめる目が育っていくのが見えます。その子どもの興味や関心を方向付ける書物に出会うこともまれではないのがこの時期でもあります。教職員や保護者等の読書体験談から一気に書物の世界に魅せられ、本格的な読書に取り組み始める子どももいます。学習や部活動で忙しいですが、人生の骨格を形づくるこの時期に、幅広く読書に親しむ習慣を身に付けることの重要性は論を待たないところです。

高等学校期は、自分の興味・関心が一層明瞭な輪郭を現すときであり、その自覚とともに自己の能力伸長や将来について真剣に考えるときです。学習やスポーツ、文化活動に費やす時間が多い時期ですが、読書を自分の将来設計にどう生かすかは重要な鍵となってきます。好きな作家に出会ったり、生涯の心の糧、座右の書となる本に遭遇したりして、自分の人生に色彩を付けていく役割を果たすのがこの時期の読書の特徴ともいえます。



このように乳幼児期から高等学校期までの読書傾向を概観してみると、家庭を中心として、学校や地域社会等あらゆるところで、子どもが読書に親しみ、進んで取り組む態度を養うことが大切です。最近の社会状況を見てみると、インターネットの広がりや携帯電話・スマートフォンの急激な普及により、その使用方法は読書活動にも大きな影響を与えています。このことを踏まえ、社会全体で生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう導くことが大切です。また、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の機会を増やし読書体験を豊かにするよう、創意工夫することが求められます。



子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

第1章 第四次推進計画策定の趣旨

読書活動は、子ども（おおむね18歳以下の者をいう。）が、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。））であり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

京都府では、推進法第9条第1項の規定により、平成16年3月、「京都府子どもの読書活動推進計画」（「第一次推進計画」）を策定し、家庭、学校、地域社会が連携・協働して、社会全体で子どもの読書活動推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。平成22年1月には、第二次推進計画、平成27年1月には第三次推進計画を策定してきました。

国においては、子どもの読書活動を推進するため、以下のような様々な取組がなされてきました。

- ・平成11年8月 子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決議する。
- ・平成13年12月 推進法が公布・施行され、4月23日が「子ども読書の日」に定められる。
- ・平成14年8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成17年7月 「文字・活字文化振興法」が成立する。
- ・平成20年3月 第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成20年6月 「図書館法」が改正され、図書館が行う事業に、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を追加、司書及び司書補の資格要件の見直しのほか、都道府県教育委員会は、司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努めることなどが盛り込まれる。
- ・平成20年6月 「国民読書年に関する決議」により平成22年が「国民読書年」と定められる。
- ・平成25年5月 第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成26年6月 「学校図書館法」が一部改正され、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童生徒及び教職員による利用を一層促進するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めることが定められる。
- ・平成30年4月 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。

これらの諸情勢の変化を踏まえ京都府では、第三次推進計画期間中の取組の成果と課題を明らかにした上で、本府における子どもの読書活動について、その施策のさらなる推進を図り、読書に親しむ子どもを増やすため、「京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）」（以下「第四次推進計画」という。）を策定します。



第2章 第三次推進計画期間における成果と課題

1 第三次推進計画期間における施策

京都府では、子どもの発達段階等に応じ、家庭、学校、地域社会三者の連携・協働のもと社会全体で子どもの読書活動を推進する取組を進めてきました。

【京都府が実施した主な施策・取組】

◆「子ども読書本のしおりコンテスト」の実施(平成24年度～)
令和元年度・・・応募数7,436点

- ◆「お子さんが大切にしている本は何ですか？」のリーフレット作成・配布(平成22・23年度)
- ◆京の子ども「ブックワールド」作成・配布(平成16年度～)
- ◆推薦図書「京の子ども110選」作成・配布(平成17年度～)
- ◆親と子の言葉の栞(しおり)作成・配布(平成21年度～)

◆教育局別子どもの読書活動推進事業（平成16年度～）



読書活動推進会議



山城地方「子どもと本をつなぐ」地域連携会議（グループ交流）



ひびかせよう！ことばとこころin南丹



由良川元気サミット 講談「田辺城籠城の一席」



PTA指導者研修会分科会「図書館をもっと身近に」



◆学校図書館司書教諭養成事業

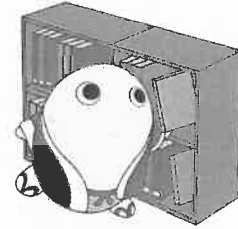
- ・講習会への派遣（平成16年度～）
- ・平成27年度～令和元年度合計142名の教員が司書教諭資格を取得

◆古典の日の取組（平成21年度～29年度）

- ・教育局別「古典の日推進事業」の実施

◆ホームページ（※1）の充実（平成29年度～）

- ・学校図書館運営チェックリスト
- ・学校図書館図書標準・廃棄基準資料
- ・学校図書館の取組事例 等



◆京都府子ども読書活動推進会議の設置

子どもの読書活動の推進に向けた情報交換、意見聴取

◆府立図書館の取組

- ・貸出文庫（昭和57年度～）
- ・機関貸出（昭和58年度～）
- ・連絡協力車の毎週運行（平成13年度～平成29年度～連絡協力車の運行を週1回から週2回に倍増）
- ・京都府図書館総合目録ネットワークの実施（平成13年度～）
- ・取寄せ申込みeサービス（平成18年度～）
- ・学校支援セット貸出（平成20年度～）
- ・学校支援ポータルサイト（平成23年度～）



学校支援セット貸出

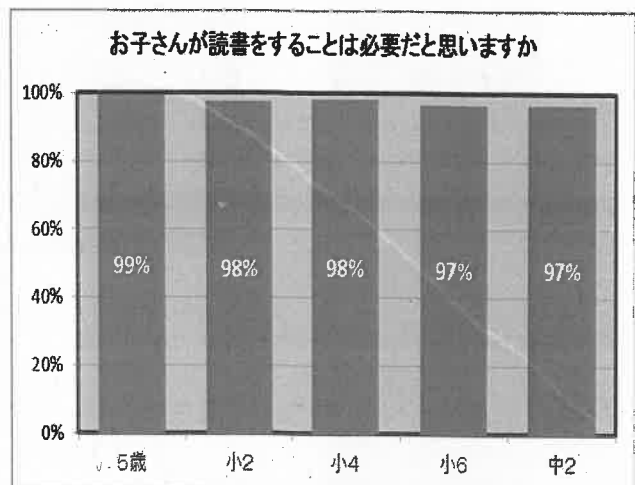
2 第三次推進計画期間中の努力目標の達成状況及び成果と課題

(1) 家庭における読書活動の推進

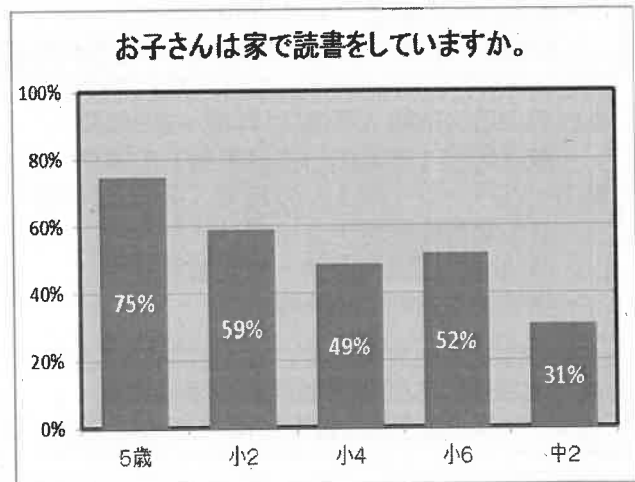
ア 家庭において、子どもが積極的に読書に取り組むための啓発

「子ども読書本のしおりコンテスト」を実施するなどして、子どもの積極的な読書意欲を高める取組をしています。

《成果》「子ども読書本のしおりコンテスト」への応募総数が、毎回7,000点を超え、読書活動を推進する気運の高まりが見られます。「お子さんが読書をすることは必要だと思いますか」という質問に対して、「必要である」と答えた保護者の割合が高く、読書に対する意識が高いことが伺われます。



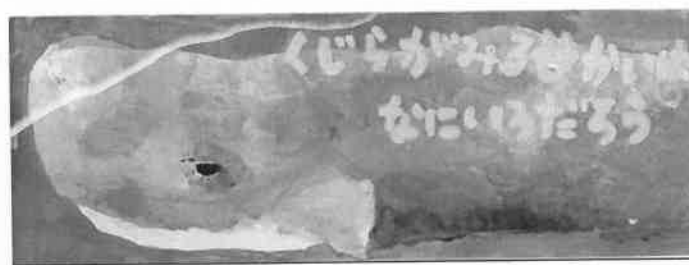
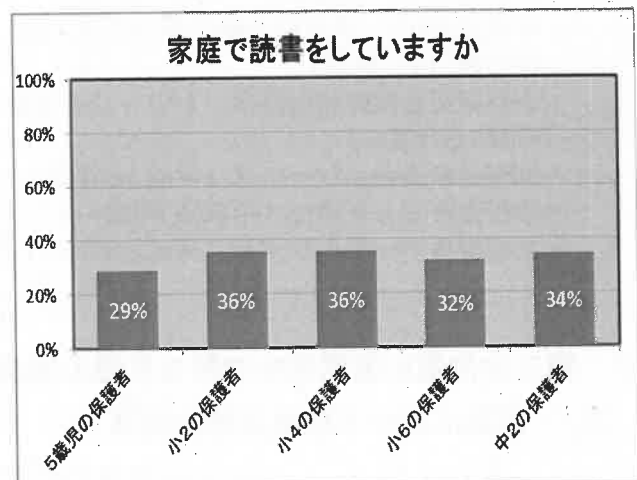
〔課題〕 「お子さんは家で読書をしていますか」という質問に対して、「している」と答えた保護者の割合が、概ね学年が進むにつれ、少なくなっています。保護者が読み聞かせを行ったり、子どもと一緒に本を読んだり、早い段階から継続的に本に親しませることが望まれます。



イ 保護者自身も読書に親しむなど、大人の読書活動を推進するための啓発

府立図書館では、保護者の方に図書館をより活用していただくために、市町村立図書館等に図書の出借など支援するとともに、読書活動に関する取組をホームページを通して情報提供しています。

〔課題〕 「保護者の方は、家庭で読書をしていますか」という質問に対して、「している」と答えた保護者の割合が40%以下であり、家庭において保護者自身が読書に親しむことが望まれます。



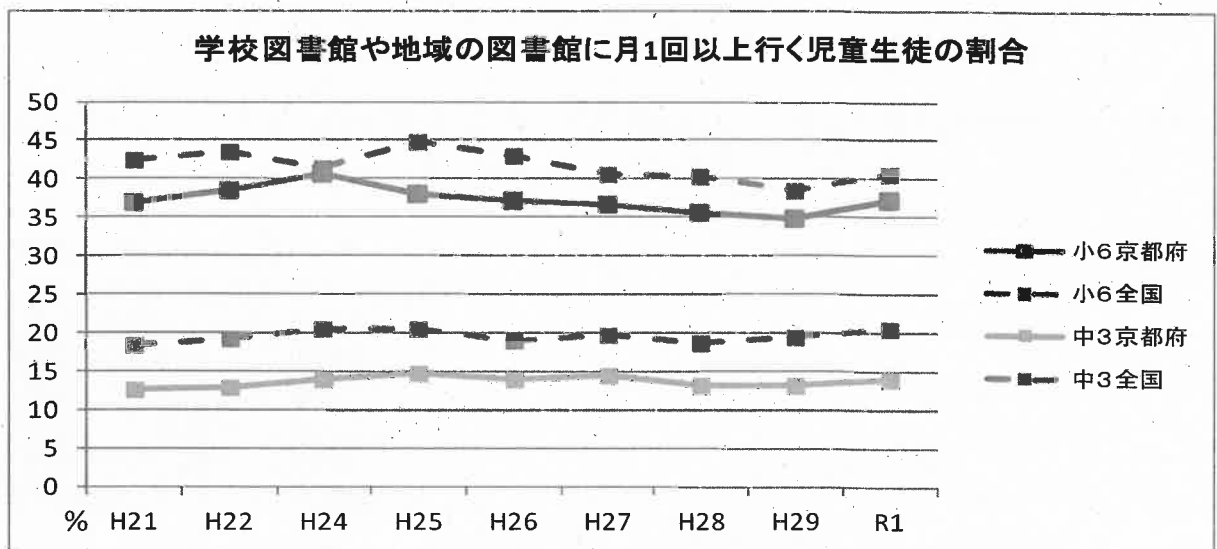
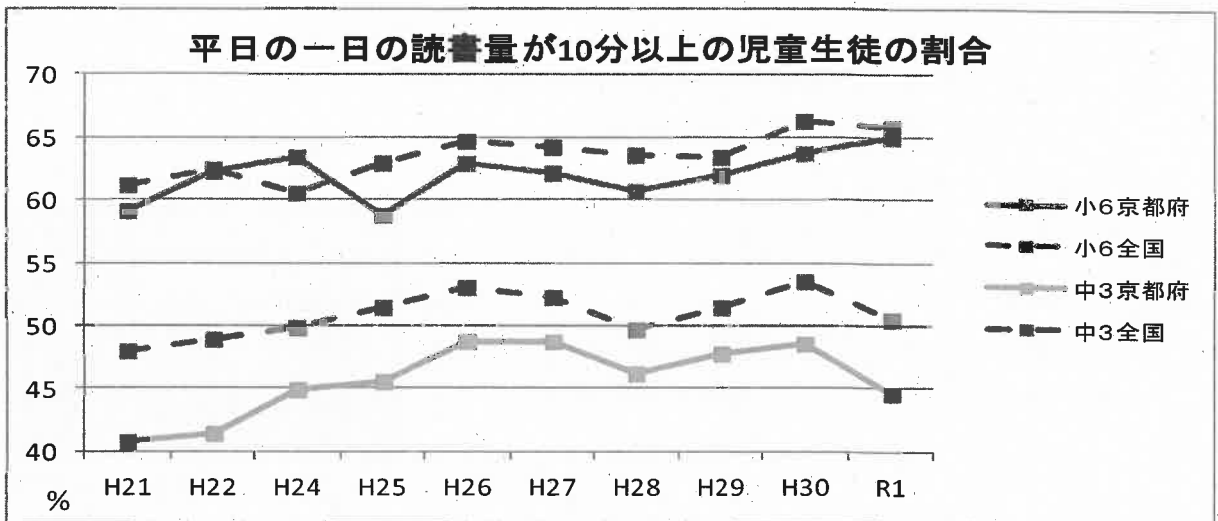
令和元年度「子ども読書本のしおりコンテスト」最優秀作品

(2) 学校等における読書活動の推進

ア 読書量の増加

文部科学省が行っている「全国学力・学習状況調査」によると、小学校6年生・中学校3年生とも、「平日の一日の読書量が、10分以上の児童生徒の割合」や「学校図書館や地域の図書館に月1回以上行く児童生徒の割合」は、全国平均と比べると低い状況にあり、より読書活動を推進する必要があります。

また、読書の楽しさや意義を理解し、生涯にわたって読書を続けていく姿勢を身に付けることも重要です。

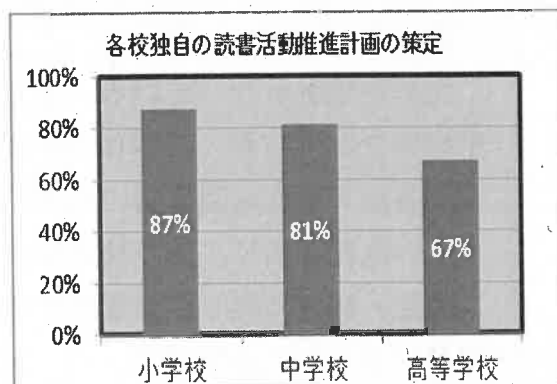


*平成30年度はこの質問項目は調査されていない

イ 学校独自の読書活動推進計画の策定

読書活動推進計画は、小学校 87%、中学校 81%、高等学校 67%で策定されています。

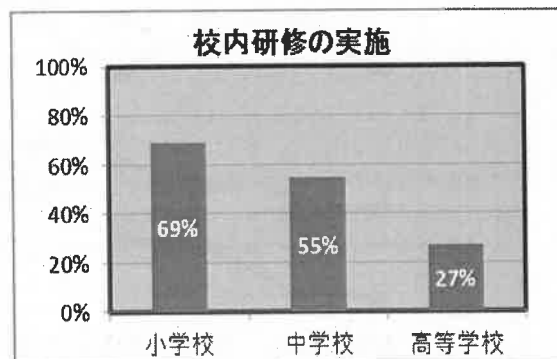
〔課題〕読書活動を推進するため、すべての小・中・高等学校で読書活動推進計画を策定する必要があります。



ウ 図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修の実施

図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修は、小学校 69%、中学校 55%、高等学校 27%で行われています。

〔課題〕全教職員が共通理解を図るためにすべての小・中・高等学校で校内研修を実施する必要があります。

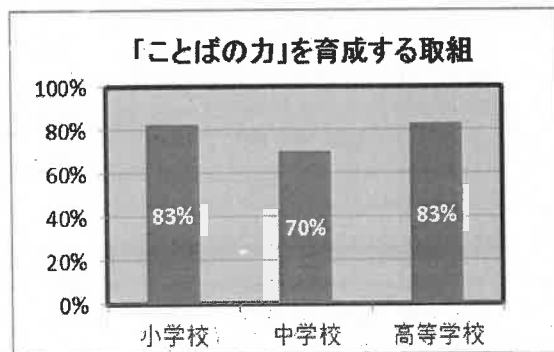


エ 読書活動を通して「ことばの力」(※2)を育成する取組の推進

読書感想文コンクールへの応募等、「ことばの力」を育成する取組は、小学校 83%、中学校 70%、高等学校 83%で行われています。

《成果》読み聞かせやビブリオバトル(※3)、ブックトーク(※4)等、読書に関わる「ことばの力」を育成する取組は多岐に渡って盛んに行われてきています。

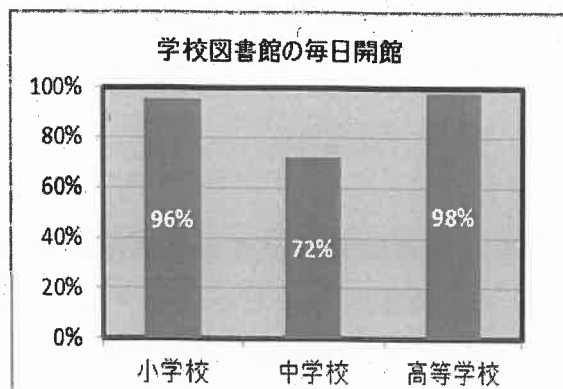
〔課題〕読書感想文に限らず、全ての教育活動で学校図書館を活用するなど、「ことばの力」を育成するための様々な取組を、より一層充実する必要があります。



オ 学校図書館の毎日の開館

学校図書館の開館は、小・中・高等学校で100%行われています。毎日の開館は小学校96%、中学校72%、高等学校98%で行われています。

〔課題〕子どもが本に触れる機会を増やすために、学校図書館を毎日開館する必要があります。

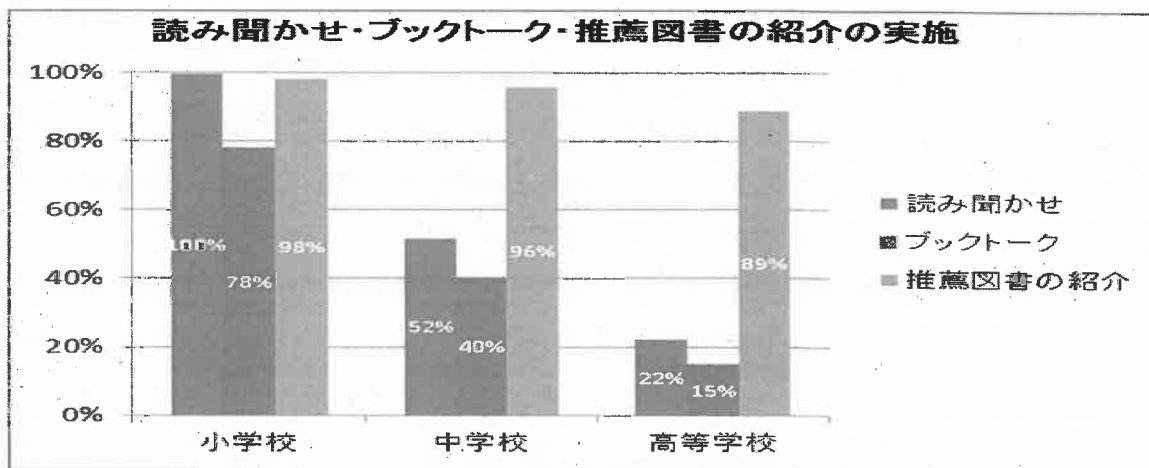


カ 司書教諭や学校司書等を中心とした、教職員やボランティアによる読み聞かせ、朗読、読書体験談、推薦図書の紹介等の実施

読み聞かせ・ブックトーク・推薦図書の紹介等の様々な取組が、小・中・高等学校で広がりつつあります。

《成果》特に推薦図書の紹介は小・中・高等学校で高い割合で実施されています。小学校では、読み聞かせはすべての学校で実施されています。

〔課題〕図書館の来館率を上げるために、このような学校図書館の取組を積極的に行う必要があります。



キ 特別支援学校における言葉や本への関心を高める読書活動の推進

特別支援学校では、絵本の映像化やデージー図書（※5）等の多様な教材を活用するとともに、様々なコンクールに積極的に参加するなど、読書活動への興味・関心を高めるように各校で工夫されています。

《成果》「俳句・短歌コンクール」や「子ども読書本のしおりコンテスト」等、様々なコンクールに積極的に参加し、受賞することなどにより、読書に対する意欲の向上につながりました。

〔課題〕各学校で様々な取組が行われていますが、一人一人の子どもの障害の状況に応じて、より一層読書への興味・関心が高まるような取組を充実する必要があります。

(3) 地域社会における読書活動の推進

ア 図書館等における様々な取組についての啓発

府立図書館では、平成28年3月のシステム更新にあわせ、京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）（※6）及び府立図書館のホームページの充実を図りました。ホームページでは、年間150回に及ぶ更新や市町村立図書館等における取組を毎月発信するなど、積極的な情報提供を行っています。

イ 府立図書館における市町村立図書館等や学校等と連携した子どもの読書活動の推進の支援

K-Libnet システムのバージョンアップにより、ホームページからの総合目録による府内図書館等の図書資料の検索スピードが大幅にアップするなど、操作性が大きく向上しました。

また、府立学校がK-Libnetに参加することにより、K-Libnetシステムで学校支援セット貸出（※7）や機関貸出（※8）を府立図書館へより簡便に申し込むことが可能になるとともに、府立図書館から連絡協力車（※9）を全府立学校に巡回させることにより、学校等への支援を充実しました。加えて、K-Libnetへの参加大学が増えたことにより、市町村立図書館等から大学の図書資料の取り寄せが容易になり、大学がもつ専門資料へのアクセスが格段に向上しました。

《成果》府立図書館においては、市町村立図書館等への機関貸出を通じて、読み聞かせや子ども自身の読書活動を支援するとともに、小中学校への学校支援セットを充実するなど、子どもが本と触れ合い学習する機会の拡充を図りました。

また、児童生徒の来館型調べ学習を積極的に受け入れるなど、探究型学習の推進も図りました。

さらに、平成29年4月からは府内市町村立図書館等を巡回して図書を運搬する連絡協力車の運行を週1回から週2回とし、各市町村における図書資料の取り寄せ利用の利便性が大きく向上しました。

〔課題〕学校支援セット貸出については、学校現場（小学校教育研究会図書館教育部会、中学校教育研究会図書館教育部会、府立高等学校図書館協議会司書部会等）の意見やニーズを踏まえたセット内容の充実等に一層努める必要があります。